平成13年6月21日(木曜日)第2回定例会

出席議員(24名)							
1番 佐	藤清	議員	2番	松	田 孝	議員	
3番 猪	倉 謙太郎	議員	4番	石	川 忠 義	議員	
5番 荒	木 春 吉	議員	6番	安 孫	子 市美夫	議員	
7番 柏	倉 信 一	議員	8番	鈴	木 賢 也	議員	
9番 伊	藤 忠 男	議員	10番	髙	橋 秀 治	ì 議員	
11番 髙	橋 勝 文	議員	12番	渡	辺 成 也	議員	
13番 新	宮 征 一	議員	14番	佐	藤り類の男	議員	
15番 伊	藤諭	議員	16番	佐	藤 暘 子	議員	
17番 川	越 孝 男	議員	18番	内	藤明	議員	
19番 松	田伸一	議員	20番	那	須 稔	議員	
2 1番 佐	竹 敬 一	議員	22番	遠	藤聖作	議員	
23番 伊	藤昭二郎	議員	2 4番	井	上勝・	議員	
欠席議員(0名)							
説明のため出席した者の職氏名							
佐 藤 誠 六	市	長	安孫子	・也	助	役	
渋 谷 勝 吉	収 入	役	大 泉	愼 一	教 育 委	員 長	
奥山幸助	選管委員	長	武 田	浩	農業委員会	農業委員会会長	
兼子昭一	庶 務 課	長	荒木	恒	企画調整	課長	
宇 野 健 雄		長	安食	正人	税務。		
井 上 芳 光	市民課	長	石 山	修	生活環境		
安 彦 守		長	片桐	久 志	都市計画		
鹿間康			安達	勝雄	農林		
小松仁一	商工観光課		尾形	清一	地域振興		
松田英彰			沖津	志郎	会計		
浦山邦憲	水道事業所		那須	義行	病院事		
保科弘治			芳 賀	友 幸		果長	
草 苅 和 男	学校教育課	長	斎 藤	健一	社会教育		
石 山 忠	社会体育課	長	三瓶	正博	選挙管理委事 務 周		
	IZAITAN	· · ·	//	т 14	監査委		
安孫子 雅 美	監 査 委	員	布 施	崇一	事務局		
	農業委員						
真木憲一		長					
事務局職員出席者							
安孫子勝一	事務局	長		一徳		甫 佐	
丹野敏幸	庶務主	查	大 沼	秀 彦	主	任	

議事日程第4号

第2回定例会

平成13年6月21日(木) 午前10時30分開議

再

日程第 1 議第 44号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)

2 議第 45号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算 (第1号)

3 議第 46号 平成13年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)

4 議第 47号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について "

5 議第 48号 国土の利用に関する第3次寒河江市計画の策定について "

6 議第 49号 字の区域及び名称の変更について "

7 議第 50号 市道路線の廃止について "

8 議第 51号 市道路線の認定について "

9 議第 52号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第2号) "

10 議第 53号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について "

11 議会案第3号 寒河江市介護保険条例の一部改正について

12 委員会審査の経過並びに結果報告

(1)総務委員長報告

(2)厚生委員長報告

(3)建設委員長報告

(4)予算特別委員長報告

" 13 質疑、討論、採決

閉 会 本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前10時30分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

企画調整課長より発言の申し出がありますので、これを許します。企画調整課長。

平成 13 年 6 月第 2 回定例会

荒木 恒企画調整課長 6月12日の議会において行政報告をいたしました、平成12年度寒河江市土地 開発公社決算及び平成13年度寒河江市土地開発公社予算に対する質問の中で、代行用地明細表中、市道石川 西洲崎線道路改良用地の欄の諸経費2,586万5,027円の内容について申し上げます。

当該事業に直接要した開発公社の人件費並びに代替地関連経費、契約書に張る収入印紙その他分筆登記経費等の経費を諸経費といたしております。

以上です。

佐藤 清議長 本日の会議運営については、6月7日及び6月15日に開催されました議会運営委員会で 審議されております。

本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

議案上程

佐藤 清議長 日程第1、議第44号から日程第11、議会案第3号までの11案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐藤 清議長 日程第12、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐藤 清議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9番伊藤総務委員長。

〔伊藤忠男総務委員長 登壇〕

伊藤忠男総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月19日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名出席、当局より助役及び関係 課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第48号、議第49号、議第53号の3案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第48号国土の利用に関する第3次寒河江市計画の策定についてを議題とし、当局の説明を求め、 質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「現在の工業団地で未整地はどのくらいあるのか。今後の見通しは」との問いがあり、当局より、「未造成地が約3万坪、造成済みで分譲可能地が約1万5,000坪あり、あわせて約4万5,000坪が分譲可能地である。今後の見通しとしては、現状からして大変厳しいと認識している」との答弁がありました。

委員より、「工業団地の目標が 21 ヘクタール増加を見込んでいるが、どの辺の場所か」との問いがあり、「テーピ工業の西側で、国道 287 号との間、約 21 ヘクタールを今後の開発予定地としております」との答弁がありました。

委員より、「農村部にも均衡ある発展のため、宅地を造成すべきと思うがどうか」との問いがあり、「醍醐地区に造成をし、現在分譲中であります。さらに、白岩金谷団地に隣接して造成計画をいたしております」との答弁がありました。

委員より、「造成地の売りやすい手法を考慮すべきと思うが」との問いがあり、当局より、「考慮してまいりたい」との答弁がありました。

議第48号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、 全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第49号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りました。 主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「市内には要望箇所が数多いが今後は計画的に実施していくのか」との問いがあり、当局より、「区画整理や宅地造成の際は職権で行うことができる。今まで、知事の権限であったが、地方分権により市長の権限でできるようになったが、法務局との調整が必要であり、今郵便局や市内数カ所より要望があり、今後順次着手していきたい」との答弁がありました。

議第49号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、 全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第53号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局に 説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもっ て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生委員長報告

佐藤 清議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。10番髙橋厚生委員長。

〔髙橋秀治厚生委員長 登壇〕

髙橋秀治厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、6月19日午前9時30分から市議会図書室において委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第46号、議第47号、議会案第3号の3案件であります。 順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第46号平成13年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 47 号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質 疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「実際に新たに該当してくる対象者は全体の何%に当たるのか。また、所得制限や年齢制限について、他市の状況はどうか」との問いがあり、当局より、「就学前に改正した場合、対象となる人数は全体で1,668人ほど見込まれますが、その70%程度の人が該当するのではないかと考えております。県内の状況については、南陽市と尾花沢市が所得制限を設けていないようです。対象年齢なども、これまでの県内の状況はばらばらでありましたが、県の改正に伴い統一されてくるのではないかと見ております」との答弁がありました。また、委員より、「該当者への周知徹底のため、今後の広報についてどのように考えているのか」との問いがあり、当局より、「対象者全員に通知しておりますが、さらに、市報などにより周知を図ってまいりたいと

議第47号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、 全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議会案第3号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、議案説明を省略して、直ちに質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

考えております」との答弁がありました。

委員より、「市単独の福祉サービスを行っていると思うが、具体的にどのようなものがあるのか」との問いがあり、当局より、「市単独のサービスにつきましては、ホームヘルパーの派遣、移送サービス、紙おむつ支給、外出支援サービス、寝具洗濯、消毒、乾燥サービス、訪問理美容サービス、福祉電話の貸与などがあります」との答弁がありました。

委員より、「介護保険制度について、今回の改正案に照らして国はどのような考え方か」との問いがあり、 当局より、「国の方では介護保険というのは、みんなで支える制度ということで、独自の減免措置はすべきで ないという考え方があるようでして、1つには保険料の全額免除はしない。2つには、所得が低いということ だけに着目して一律に減免しない。3つには、一般会計など保険料以外からの繰り入れをして減免はしないと いう大きく3つの原則を示しているようです」との答弁がありました。

議会案第3号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、 挙手少数により否決すべきものと決しました。

以上で、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

佐藤 清議長 次に、建設委員長の報告を求めます。15番伊藤建設委員長。

〔伊藤 諭建設委員長 登壇〕

伊藤 諭建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月19日午前9時30分から2階会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長等出席 のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第45号、議第50号、議第51号の3案件であります。

一たん休憩し、市道路線の廃止、認定にかかる現地調査を行った後、会議を再開し、順次審査に入りました。 審査の内容を申し上げます。

最初に、議第 45 号平成 13 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第1号)を議題とし、 当局の説明を受け、質疑に入りました。

議第 45 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第50号市道路線の廃止及び議第51号市道路線の認定については関連があるため、一括議題とし、 当局の説明を受け、質疑に入りました。

議第50号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 51 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。13番新宮予算特別委員長。

〔新宮征一予算特別委員長 登壇〕

新宮征一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月12日午前11時から本議場において委員23名中22名出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 44 号平成 13 年度寒河江市一般会計補正予算(第 1 号)であります。

議第44号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、選挙の方式が変わったことによる有権者に対する周知徹底について。一つ、開票事務に対する事前検 討及び対策について。一つ、コミュニティー助成事業費補助金の追加について。一つ、雪害対策補助金につい て。一つ、残留塩素測定器の購入について。一つ、農林災害利子補給事業について。

以上の質疑に対し、当局より答弁がなされ、質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、6月15日午後3時8分から本議場において委員23名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 52 号平成 13 年度寒河江市一般会計補正予算(第 2 号)であります。

議第 52 号を議題とし、議案説明を省略して、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結して分科会に 分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日 21 日午前 9 時 30 分から本議場において委員 23 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第44号及び議第52号を一括議題とし、各分科会委員長より、それぞれ分科会における審査の経過と結果 について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第44号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第44号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第52号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第13、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第44号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

議第45号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

議第46号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

議第47号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

議第48号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

議第49号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。

よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

議第50号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。

よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

議第51号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。

よって、議第51号は原案のとおり可決されました

議第52号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

議第53号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

議会案第3号の委員長報告に対する質疑はありませんか。

内藤明議員。

内藤 明議員 委員長にお尋ねをしますが、先ほど委員長の報告の中で、介護保険制度についての国の考え方ということで、当局より説明がなされたというふうなことがありました。

この間、一般質問などで当局の考え方というのは明らかになっているわけでありまして、国の考え方そのものは、私は行政側でなくて国などにやはり直接確認する必要があるのではないかと思いますが、そうしたことがなされたのかどうか、その必要性についてはどういうふうにお考えになっているのか、ひとつお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一つ、国よりこうしたことが指導のような形で示されるということについては、私は地方分権の時代にあって、その趣旨に反するのではないかなというふうに考えております。

また、そのことがこうした議会案に対する否決の理由になったとすれば、これは大変重要な、重大な問題だ というふうに言わなければならないと思います。

それがして、また国の指導があったことが事実だとすれば、そういう意味では、市民を代表する私たち市議会はまた、こうした重要な問題を審査する厚生常任委員会などでは、地方の自主性を尊重するように、あるいはそうしたことに対して抗議をするような、委員会として議論をすべきではないのかと、こういうふうに考えているわけであります。

そうした中で、厚生大臣やあるいは内閣総理大臣に対して、議会として意見書を提出するような、そうした 議論があってしかるべきだというふうに考えますが、委員長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

佐藤 清議長 髙橋委員長。

髙橋秀治厚生委員長 まず一つは、委員会の中で、このたびの問題につきまして、執行部の方に話があったのかというようなことでありますけれども、そういう話はなかったように思っております。

それから、委員長の考え方ということですけれども、ここで私の考えを申し述べるのは控えさせてもらいたいと思います。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 ちょっと委員長勘違いしておられると困りますので申し上げますけれども、執行部にあったのかなかったのかではなくて、執行部の考え方は、この間の一般質問等の中で示されているわけです。したがって、私は議会案がこういうふうに出されているわけでありますから、例えば執行部からそうした国の考え方が示されるとすれば、直接国に対して確認をする必要があるというふうに私は思うんです。それを真に受けて、そのとおりかどうかはわかりません。そうしたことを抜きにして、採決をするというような方向は私はどうかなとこういうふうに考えるものですから、そのような考え方を尋ねたわけであります。

それから、もう一つ、個人の見解は差し控えたいということでありました。それもわからないわけではありません。

また、どなたかから個人の見解は示すべきではないというような話が、野次かどうかわかりませんけれども、 考え方として示されました。

しかし、さきに私が申し上げました地方分権の時代において、国からそうした指導が示されるということは私は本来あってはならないことだというふうに思っているんです。したがって、厚生委員会として、そうした議論もすべきだと言っているわけであります。そういうものをしないで、ただ単に否決をするというようなやり方が本当に議会として、この時代にあってふさわしいのかどうか、こういうようなことを私は申し上げたかったわけであります。

これ以上のものは出てこないと思うんですよ。後段の分は結構です。最初の部分について、再度お答えいた

だきたいと思います。

佐藤 清議長 髙橋委員長。

髙橋秀治厚生委員長 そのことについても、委員会の中では、指導というふうなものは受けていないと私 は思っております。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 言っている意味がちょっとわからないんですね。指導を受けていない、受けているということではなくて、私は行政側の介護保険制度に対する見解というのは、これまで何回も議論されておりますので、私たちはわかっているつもりであります。今回のこの議会案というのは、そうした行政側というか、寒河江市の当局のやり方といわば対峙するような形で議会案が提出をされわけですね。したがって、行政側の答弁もさることながら、国の考え方が行政側から示されたとすれば、そのことが本当なのかどうか、私は最低限そのことは確認する必要があるのでないかと、こういうふうに申し上げているんです。そうしたことについて、どうなんですかということについて、お答えをいただきたいということなんです。

佐藤 清議長 髙橋委員長。

髙橋秀治厚生委員長 そういうことは示されておりません。

佐藤 清議長 ほかにありませんか。

川越孝男議員。

川越孝男議員 委員長報告について、改めてお尋ねしたいんですが、実は、この議会案第3号、提案の際にも、全国の自治体で利用料の減免措置をとっている自治体は全国の自治体数の21%に当たる582の自治体で、もう既にやられている。そして、保険料の減免や助成措置をとった自治体が308自治体になっているというふうなことがありました。

そして、それを受けて、委員会の審議の際に、国の方の対応はどうなのかということに対して、独自の減免はしないことというふうなことがいわれたそうでありますけれども、現実に全国でこれだけの自治体が既にやっているということが提案の際に明らかにされているわけですから、当然、厚生常任委員会の中でも、そういうふうにやられている自治体ではどうなのかということを......。

佐藤 清議長 質問は要領よくお願いします。

川越孝男議員 はい。やはり委員会として審議の中でやられて当然だというふうに思うのですが、抜けているのかどうなのか、そういうことが出されたのかどうか、お聞かせをいただきたいし、そのことについて、委員長はどのように判断され、採決に至ったのかもお聞かせをいただきたいと思います。

佐藤 清議長 髙橋厚生委員長。

髙橋秀治厚生委員長 討議の中でそういうふうな意見はされませんでした。私の意見は差し控えたいと思います。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

伊藤 諭議員。

〔伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 議会案第3号寒河江市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行いたい と思います。

この改正案に対する厚生委員長の報告が先ほどあったわけでありますが、改正案に対する本質的な議論もないままに否決されたとのことでありました。本質的な議論が質問もなく否決をされたことに、議会制民主主義

ということからも非常に残念に思っている一人であります。

さて、本市における平成 13 年 3 月の居宅介護サービスの実績を見ますと 567 名の利用者がいます。その利用状況を見ますと、サービスを受けられる利用限度額の実に 34.4%しか、実際のサービスを受けていないのであります。認定を受けた利用限度いっぱいのサービスを受けたくとも、自己負担が高額になるためサービスを受けられないという実態を如実に示している結果であります。

介護保険制度はいつでも、どこでも、だれもが安心して介護を受けることができることを基本にスタートした制度であります。本市の状況はこうした介護保険制度に対する市民の期待を見事に裏切ったことを数字であらわしているものと思います。

また、介護保険制度は施設やヘルパーなど、受け皿の未整備や制度の不十分さを残しながら、走りながら考えていこうとスタートした制度でもあります。制度がスタートして浮かび上がった欠陥を補い、改善していくのが実際に介護保険の窓口になっている自治体の責任であります。厚生労働省の言いなりになるのではなく、いつでもどこでも、だれもが本当に安心して介護を受けられるためにはどうしたらよいのか、私たち全員で考えるべき課題であると思います。

改善すべき当面の課題が、このたび提案した介護保険料の減免基準に、特に所得が僅少で保険料を負担することが著しく困難と認められる場合を加えることは当然のことではないかという考えに立って、提案したものであります。

全国的に見ても、保険料の減免もしくは助成措置を導入している自治体が、先ほどありましたように 308 自治体にものぼっており、今後もこうした減免制度を導入する自治体がふえる傾向にあります。

本市においても、低所得で苦しんでいる市民が安心して介護を受けるために、議会案第3号寒河江市介護保険条例の一部改正について、賛成を表明し討論といたしたいと思います。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

佐竹敬一議員。

〔佐竹敬一議員 登壇〕

佐竹敬一議員 このたびの議会案第3号寒河江市介護保険条例の一部改正についての反対討論をさせていただきます。

介護保険制度は、すべての国民とともに助け合うという考え方に基づき、だれもが直面することになる介護を社会全体で支える仕組みとして創設されたもので、社会保険方式をとって進められております。この相互に助け合うという考え方、介護保険料の減免については、国でも3つの原則を示して、厳しい情勢で対処しており、介護保険条例で定める特別の理由があるものに対し、保険料を減免することができるという規定についても、災害など予想外の事態が発生するなど限定しているものであります。

保険料の負担は公平性が高く求められるもので、法律外の減免は制度存立を損なうものであり、減免を実施する場合、国全体の制度として行うべきものと考えます。

今回、提案されている内容を見ますと、所得区分が第1段階及び第2段階内の被保険者について、保険料を一律軽減するという内容でありますが、収入のみに着目し一律に減免する方法であり、介護保険法の趣旨に反しておるものだと思います。

さらに、今後の急速な高齢化の進行に伴い、介護を必要とする方が増加することは確実であり、サービスを要する費用がさらに増大していくことが予想される現在、将来にわたり、介護保険制度を健全に運営していく上で、安定した財源を確保することが極めて重要であり、このことからも安易に減免措置を講ずることは大きな問題を残す可能性が高いと考えます。

以上のことから、今回提案されている介護保険条例の一部改正について、反対するものであります。 以上。 佐藤 清議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これより議会案第3号を採決いたします。

内藤 明議員。

内藤 明議員 議事進行の関係で議長にお願いをしたいというふうに思います。

採決の方法でありますが、無記名投票による採決をお願いしたいというふうに思います。

佐藤 清議長 ただいま内藤 明議員より、議会案第3号の採決については、無記名投票との要求がありました。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成者3名であります。

所定の賛成者がありますので、この採決については無記名投票をもって行います。

これより議会案第3号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は23名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次 投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第 72 条第 2 項の規定によって、否と みなします。

点呼を命じます。事務局長。

〔議員 氏名点呼 投票〕

安孫子勝一議会事務局長 それでは、私から点呼申し上げます。 2番松田 孝議員、3番猪倉謙太郎議員、4番石川忠義議員、5番荒木春吉議員、6番安孫子市美夫議員、7番柏倉信一議員、8番鈴木賢也議員、9番伊藤忠男議員、10番髙橋秀治議員、11番髙橋勝文議員、12番渡辺成也議員、13番新宮征一議員、14番佐藤頴男議員、15番伊藤 諭議員、16番佐藤暘子議員、17番川越孝男議員、18番内藤 明議員、19番松田伸一議員、20番那須 稔議員、21番佐竹敬一議員、22番遠藤聖作議員、23番伊藤昭二郎議員、24番井上勝・議員。

以上です。

佐藤 清議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番松田 孝議員、9番伊藤忠男議員、19番松田伸一議員 を指名いたします。

よって、3議員の立ち会いを願います。

〔開票〕

投票の結果を報告いたします。投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛成 6票

反対 17票

以上のとおり、反対が多数であります。

よって、議会案第3号は否決されました。

閉 会 午前11時22分

佐藤 清議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。 これにて、平成 13 年第 2 回定例会を閉会いたします。 大変御苦労さまでした。 寒河江市議会議長 佐 藤 清

会議録署名議員 荒 木 春 吉

同 上 遠 藤 聖 作